

2020年3月12日  
(2020年5月7日更新)

お客さま各位

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

## 「新型コロナウイルス感染症」に関する取扱いについて

「新型コロナウイルス感染症」に関する取扱いについて、以下のとおりお知らせいたします。

### 1. 「新型コロナウイルス感染症」について

感染症法における「感染症」は、「一類感染症」「二類感染症」「三類感染症」「新型インフルエンザ等感染症」「指定感染症」「新感染症」等に分類されます。

「新型コロナウイルス感染症」は、2月1日に政令により「指定感染症」に定められました。

### 2. 三井住友海上あいおい生命商品の保険金等の支払対象について

(1) 新収入保障保険、定期保険等の死亡・高度障害を保障する商品

死亡・高度障害の原因を問わないため、**保険金等の支払対象**となります。

(2) 新医療保険Aプレミア等の病気による入院等を保障する商品

「新型コロナウイルス感染症」は疾病に該当するため、**給付金等の支払対象**となります。

※2019年4月に三井住友海上火災保険またはあいおいニッセイ同和損害保険から、三井住友海上あいおい生命に移行された契約を含みます。

※医師の指示により医療機関に入院された場合、陽性と判定されたか否かにかかわらず、「疾病入院給付金」の支払対象となります。

※ご契約内容によっては、疾病入院給付金の支払に、約款所定の入院日数が必要となる場合があります。

(3) 災害割増特約等の約款所定の特定感染症による死亡・高度障害を保障する商品

新型コロナウイルス感染症を災害死亡保険金等のお支払対象とする対応を実施します。

対象の保険種類など、詳細については、5月1日のニュースリリース（「新型コロナウイルス感染症」に罹患されたお客さまの災害死亡保険金等のお支払いについて）をご確認ください。

### 3. ご請求時の取扱いについて

「新型コロナウイルス感染症」関連の保険金・給付金のご請求において、請求手続きに必要な書類を準備することが難しい場合は、お客さまの個別事情を勘案して、柔軟に対応いたします。

#### 4. 商品付帯サービス「満点生活応援団」の健康・医療相談について

三井住友海上あいおい生命の保険にご加入いただいたお客さま向け専用電話相談サービス「満点生活応援団」（通話料無料）では、当社が委託する株式会社保健同人社が「新型コロナウイルス感染症」に関するご相談に、24 時間年中無休で承っております。

なお、「満点生活応援団」の連絡先は、「保険証券同封のご案内」または「ご契約内容のお知らせ」をご確認ください。

##### 【参考】新型コロナウイルス感染症に関するご相談について

厚生労働省および国立感染症研究所から発表された情報をもとに、病態・感染予防・受診の目安などの不安や疑問にお応えしております。

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触等感染疑いのご相談の場合、各自治体の「帰国者・接触者相談 センター」をご案内しております。

以上